

議案第 13 号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 25 年 2 月 14 日

提出者 墨田区長 山 崎 昇

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 10 年墨田区条例第 51 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を削り、第 5 号を第 3 号とする。

第 3 条を削る。

第 4 条第 1 項第 1 号中「準じる」を「準ずる」に改め、同条第 2 項中「掲げる額」を「定める額」に、「規則」を「墨田区規則（以下「規則」という。）」に改め、同条を第 3 条とする。

第 5 条第 1 項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同条を第 4 条とする。

第 6 条を削り、第 7 条を第 5 条とする。

第 8 条中「、第 4 条又は第 5 条」を「第 3 条又は第 4 条」に改め、同条を第 6 条とする。

第 9 条中「規則の」を「規則で」に改め、同条を第 7 条とする。

第 10 条を第 8 条とする。

付 則

- 1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例に定める業務に従事した職員に支給することとなった特殊勤務手当で、施行日以後に支給するものについては、なお従前の例による。

(提案理由)

社会情勢の変化に伴い滞納整理事務特別手当及び取締業務手当を廃止するほか、障害者自立支援法の一部改正により同法の題名が改められることに伴い、所要の規定整備をする必要がある。